

水素対策の専門家などで構成する検討委員会の意見を聴きながら、実施設計を取りまとめた。安全性確保には硫化水素ガスの漏出防止が不可欠で、年度を越えた十

分な工期の確保が必要であるため、繰越明許費を計上した。引き続き職員を現場に派遣して安全性の確認をしながら工事に着手し、地元の皆様が安心な生活を取り戻せるよう、取り組む。

スポーツ推進委員の活用について

01 スポーツ推進委員の役割について

大柴 私は以前、地域のスポーツ活動に携わっていた経験から、スポーツは健康の保持・増進に効果があるだけでなく、生活を豊かにしてくれると考える。東京オリンピック・パラリンピックに向け、県民のスポーツに対する関心が高まっており、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するのに好機である。

それにはスポーツ推進委員の役割が重要だが、役割について伺いたい。

教育長 スポーツ推進委員は、平成23年のスポーツ基本法の制定で、そ

02 スポーツ推進委員の活動支援について

大柴 スポーツは人に楽しさや喜びをもたらすとともに、地域の人と人との交流促進にもつながり、地域の一体感や活力を醸成し、地域コミュニティの活性化にも貢献する。

地域住民がライフステージに応じたスポーツ活動に気軽に参加できる機会を充実させることが大切だが、県はスポーツ推進委員にどのような支援を行っているのか。

教育長 平成26年度にスポーツ推進委員を中心に、体育協会や総合型

03 スポーツ推進委員のさらなる活用について

大柴 北杜市はスポーツ推進委員が子供たちを対象とした体力測定会や世代を超えて楽しめるウォーキング大会、高齢者を対象とした軽スポーツ大会などを計画・運営している。高齢化社会が進む中、高齢者が豊かな生活を送るには、生活習慣病の予防や改善に有効な運動の機会を提供することが重要である。

本県が男女ともに健康寿命日本一を維持するには、高齢者が気軽に運動やスポーツに参加できる機会の充実が必要だが、スポーツ推進委員を活用してどのように取り組むのか。

れまでの体育指導委員が担っていた実技指導やスポーツ大会の運営などに加え、地域で行うスポーツ事業のコーディネーター役を担うこととなった。

県は平成26年にやまなしスポーツ推進プログラムを策定し、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、スポーツ推進委員をスポーツに親しむ環境づくりのキーパーソンに位置付けた。



地域スポーツクラブ、市町村などからなる地域スポーツ推進協議会を立ち上げ、スポーツ推進委員が各団体と連携・協働しながら、スポーツに親しむ機会を提供できる環境を整えた。

また、スポーツ推進委員がスポーツによって得られる楽しさや喜び、健康増進などを学び、それを

実感できるスポーツ事業を地域住民に提供できるよう、講演会を開催している。

教育長 平成27年度から地域スポーツ推進協議会に社会福祉関係者を加えるなど、高齢者のニーズに応じたスポーツ事業を実施できるよう、推進体制の充実を図っている。

また、スポーツ推進委員を対象とした巡回研修会で、県内外の高齢者向けスポーツの好事例の情報を提供しており、高齢者が気軽にスポーツに参加できる機会の充実に努めている。地域スポーツを通じ、県民の健康増進に貢献するスポーツ推進委員に対し、引き続き支援する。



■山梨県馬術競技場厩舎等竣工式
(平成30年3月29日)



■信玄公祭り
(平成30年4月7日)



■県民緑化まつり
(平成30年5月12日)



■建設業協会総会
(平成30年5月17日)



■中北地区植樹祭
(平成30年5月24日)



■土木森林環境委員会県内調査
(平成30年5月31日)



■市民との国会見学 首相官邸で
(平成30年6月14日)



■土木森林環境委員会委員長として
(平成30年6月29日)



■釜無川河川清掃
(平成30年7月9日)



■北杜市明野サンフラワーフェス
(平成30年7月21日)



■富士急スケート部 創部50周年記念祝賀会で
菊池選手と(平成30年4月8日)

県民の皆様と
同じ夢を追い求めます



「大雨特別警報」下、避けられなかった人命被害 本県でも県・市町村との連携構築の必要性を痛感

今年の山梨県は観測史上最短で梅雨明けとなりました。一方では九州、四国、中国地方では台風7号に続く梅雨前線の活発化の影響で、異例の「大雨【特別】警報」が発せられたものの、結果としては、人命への被害を防ぐどころか、雨による災害としては死者200名を超える未曾有の被害となりました。

今回発令された大雨情報は、2011年の紀伊半島集中豪雨被害を受けて7年前に新たに設けられた制度で、「数十年に一度の大災害の危険性」を想定しての、人命重視の「特別警報」でしたが、結果としては多くの人命が失われてしまいました。

このたびは幸いにも本県は豪雨の範囲からは外れましたが、決して他人事とは受け取れません。被災後は災害対策の専門家によって様々な分析が行われていますが、今回のように、未曾有の豪雨襲来の予測が的中したとしても、地域ごとの具体的な対応への問題点が指摘されました。県議2期目も、余すところ一年足らずとなった私にとって、見逃すことができない問題点として、喫緊の課題だと痛感いたしました。

山梨県議会議員

大柴邦彦

〒408-0202 山梨県北杜市明野町小笠原3324

TEL 0551-25-2560

E-Mail: info@ooshiba-kunihiko.jp

http://ooshiba-kunihiko.net/ 大柴邦彦



土砂災害対策について

01 土砂災害特別警戒区域に対する県の取り組み状況について

大 柴 近年、台風や集中豪雨により、全国的に土砂災害が頻発している。昨年8月、県東部地域で複数の土砂災害が発生し、中央自動車道や国道、県道が通行止めとなったように、急峻な地形や脆弱な地質が広く分布する本県は、土砂災害が発生する恐れのある箇所が数多く存在する。

県は平成23年度までに、災害発生時に住民に著しい危害が生じる可能性の高い6,027箇所を土砂災害特別警戒区域に指定している。土砂災害特別警戒区域の防災対策の取り組み状況を伺いたい。

後藤知事 土砂災害区域の周知のため、市町村のハザードマップ作成を

02 警戒区域内における要配慮者利用施設の対策について

大 柴 平成21年の中国・九州北部豪雨により山口県で発生した土石流災害では流木や土砂が流れ込み、特別養護老人ホームの7名の命が奪われた。

また、平成28年に東北地方に上陸した台風による豪雨では、岩手県の高齢者グループホームの入所者9名が死亡した。この台風災害を契機に、平成29年6月に土砂災害防止法の一部が改正され、避難に時間を要する人や避難が困難な人が利用する高齢者施設や医療施設などの要配慮者利用施設の管理者には、避難体制の強化が義務付けられた。

03 北杜市内の増富沢の整備状況について

大 柴 私の地元、北杜市でも371箇所が土砂災害特別警戒区域に指定され、周辺住民から早急な対策が望まれている。

特に北杜市須玉町比志地内の増富沢は土石流発生の危険性が高い溪流で、要配慮者利用施設の特別養護老人ホームをはじめ、住宅4戸、宿泊施設2軒が立地し、早急な対策が必要である。増富沢の整備状況と見通しを伺いたい。

支援してきた。避難勧告などを発令する際の判断材料として、气象台と連携して土砂災害警戒情報を発表するとともに、土砂災害警戒情報システムにより5段階の危険度情報を提供し、昨年度から市町村長とのホットラインも運用している。

ハード対策は対象箇所が多く、対策に時間が必要なことから、特別警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する箇所を第3次社会資本整備重点計画に位置付け、平成27年度から整備している。

土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の対策を伺いたい。

後藤知事 避難体制の強化には、施設管理者に改正内容を理解してもらいながら、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に取り組む必要がある。市町村の担当者を集めた説明会を開き、改正内容を周知した。

今後は市町村の防災や福祉部局と連携し、施設管理者に対して「要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引き」の説明会を実施し、体制強化をする。

県土整備部長 増富沢は砂防堰堤工1基と下流の水路整備を計画し、昨年度までに測量と施設の設計を完了させ、用地買収も終了した。平成34年度の完成を目指し、本年度の予算額9千万円で砂防堰堤工事に着手すべく、準備を進めている。本年度の予算額9千万円で砂防堰堤工事に着手すべく、準備を進めている。砂防堰堤などの整備で特別養護老人ホームなどを土石流から守り、流木被害の防止軽減に努めていく。

県産材の安定供給について

01 本県の木材生産の現状について

大 柴 本県は県土面積の約8割を森林が占め、管理された森林は県土の保全や水資源の涵養、林産物の供給など、県民生活に貢献している。森林資源は増加し、木材として利用可能な50年生以上の人工林が6割を超えるなど本格的な伐採時期を迎えている。峡北地域もアカマツやカラマツなどの森林資源が充実し、活用が求められている。

森林資源の有効活用には県産材の新たな需要先確保や、森林所有者や

林業関係者の収益増加につながる木材生産を進めることが重要である。木材生産量と主な用途を伺いたい。

林務長 木材生産量はやまなし森林・林業振興ビジョンにおける平成36年度の目標値を33万5千立方メートルとする中、基準年である平成26年度の15万6千立方メートルより年々増加し、昨年度は21万4千立方メートルになった。

約7割は紙の原料や木質バイオマス燃料となるチップ用で、建築で使用する柱材や合板などに加工する木材は約3割になっている。

整備を実施することで、供給体制の整備を進めている。新たに設定した4区域のうち、合板材料に適したカラマツが大部分を占める北杜市大泉町地内では、合板工場に安定搬出するための林道を本年度から3年間で開設する。今後も区域を順次設定し、効率的な生産に努める。



▲森林資源循環利用林道整備事業
北杜市 大泉町 西井出 井富2号線

03 県産材の安定供給に向けた取り組みについて

大 柴 合板工場で製造する構造用合板は狂いや反りなどが起こりにくく、強度もあるため、耐震性能が求められる住宅建築の構造材に使用され、需要が見込まれる。合板は木材を薄く桂剥きにして張り合わせることから、これまでチップ用として安価に取り引きされていた原木が高い価格で買い取られ、工場稼働に期待している。

需要に対応するには、県産材を安定的に供給できる体制の整備が重要だが、取り組みは。

後藤知事 安定供給のため、森林組合や素材生産者への説明会を開催

し、素材の規格やチップより合板材が高価となるなどの情報を提供している。既に一部の生産者らがグループを立ち上げ、キータックと県産材を供給する協定を締結した。

今後も生産基盤を強化し、新たな協定の締結に向けて県産材の安定的な供給体制の整備に取り組む。



食文化の継承と地域の活性化について

01 食による地域の魅力再発見事業について

大 柴 峡北地域にはお汁粉でほうとうを煮た「こなぼうとう」や、蜂の子の佃煮などの郷土食がある。私の小さい頃には浅尾だいこんや花豆などの郷土食が家庭で食べられたが、最近では食卓に載る機会が少なくなった。郷土食がなくなれば、地域の食文化だけでなく、貴重な財産を失うことに等しい。

平成25年に和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたのを機に、県も今年度から郷土食を次世代に継承するために「食による地域の魅力再発見事業」をスタートしたが、状況を伺いたい。

県民生活部長 郷土食などは地域の資源として、次世代へ継承することが重要なことから、本年度、食による地域の魅力再発見事業をスタートした。

先月に「やまなしの食育み会議」を開催し、実態調査で報告された郷土食のうち、独自性が高くしっかり地域に根付いたものを、やまなしの食として認定する検討を始めた。8月中にはやまなしの食を認定し、継承に向けて取り組む。



02 食文化の継承に向けた具体的な取り組みについて

大 柴 食文化の継承には県民にその魅力を知ってもらうことが大切で、住民や関係団体が地域資源の一つとして価値に気づき、継承活動に取り組むことが肝要だが、具体的な取り組みを伺いたい。

県民生活部長 やまなしの食への興味を持っていただくため、県民の皆様が特に継承すべきと考えるものを選ぶ県民投票を実施し、JRの駅や県のイベントなどで投票を呼び掛けていく。

やまなしの食を学ぶ機会の提供のため、親子で作る料理教室やシンポジウムを開催し、意識の醸成を図る。また、継承に尽力する団体や個人を食の伝承マイスターに認証してたたえるとともに、市町村や関係団体が取り組む継承活動に支援する。

03 食文化による地域活性化について

大 柴 地域の食文化の継承は地産地消を促進し、地域の経済にも貢献する。オンリーワンの地域資源として磨きをかければ、観光振興や地域活性化の切り札となる可能性もある。県は地域資源である食文化をどのように地域活性化につなげるのか。

後藤知事 地域の食文化は観光の目的の一つであり、地域活性化に寄与することから、やまなしの食を「クックパッド」に掲載するなど、誘客につなげている。若い世代が食文化を学ぶことで、地域への関心を高め、郷土愛を育てるため、やまなしの食を給食や授業に取り入れている。

また、明年開催する食育推進全国大会に多くの来県者が見込まれるため、本県の食文化をPRし、地域活性化や観光振興につなげたい。

北杜市須玉町地内の産業廃棄物不適正処理について

01 原因者による撤去作業の見通しについて

大 柴 北杜市須玉町地内で違法に放置した原因者に対し、県が全量撤去を命じた産業廃棄物は撤去期限の直前となる本年1月下旬から、ようやく撤去作業が開始された。しかし、3月の予算特別委員会で、県は撤去量は廃棄物の総量のごく一部にとどまる見込みとの見通しを示し、開始から約半年が経過した今日も大きな変化はない。

原因者が廃棄物を撤去することは当然だが、原因者の撤去作業が行政代執行の妨げとなるのでは本末転倒である。県は進捗状況などに応じて代執

行に向けた動きを進めるべきだが、見通しを伺いたい。

森林環境部長 速やかに履行するよう指導しており、現在まで原因者3者によって、約700立方メートルの廃棄物が撤去された。しかし、3者のうち、違法に大量の廃棄物を堆積・放置した事業者や現場に廃棄物の搬入を行った事業者の撤去の見通しは立っておらず、残りの1者も廃棄物の搬出は週1回程度にとどまっている。最終的な撤去量は、廃棄物全体の5パーセント程度と想定される。

▲須玉町地内塩川付近
産業廃棄物不法投棄現地

02 行政代執行に向けた今後の対応について

大 柴 県は本年度当初予算で、行政代執行に係る対策工事として廃棄物をセメントなどで締め固め、安全性を確保するための予算を計上するとともに、実施設計などの諸準備を進めていると承知している。

地域住民は廃棄物に悩まされ、硫化水素ガスが発生しないか不安を抱えている。梅雨や集中豪雨、台風も廃棄物に影響が及ばないか心配であり、災害などの不測の事態に備え、県の行政代執行は急務だが、所見を伺いたい。

後藤知事 産業廃棄物処理事業振興財団と協議を進めるとともに、硫化